

# 令和 8 年 2 月

## 遊佐町農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 05 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項 2	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
報告事項 3	賃借料の変更通知書の受理について
議 第 46 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
議 第 47 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
議 第 48 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
議 第 49 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議 第 50 号	農用地利用集積等促進計画案について
議 第 51 号	令和 7 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
議 第 52 号	遊佐町農作業参考賃金・料金の設定について
議 第 53 号	遊佐町参考賃借料について
議 第 54 号	地域計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子			3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央		
13	高 橋 敬	14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	高 橋 昭 二	12	前 川 一 城				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (2 名)

太田智光事務局長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の2月定例会を開催いたします。 初めに、本日の出欠状況の報告を佐藤懲罰副委員長よりお願い致します。 (8番佐藤啓之委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8番佐藤啓之委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。 2番 高橋 昭二」「12番 前川 一城」届出欠席。以上、欠席委員 2名、出席委員 14名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定」により、本総会は成立しております。以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声) では5番常田俊哉委員、6番大谷吉彦委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計7件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 続きまして、報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。 各案件で当事者間での希望により解約を行うものとなっております。 また、番号20と番号24に関連する所有権移転の案件がございますので、後ほど説明いたします。 報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について。 単価を議案書のとおりに変更するものです。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告事項について、何か質問、意見等ありましたらお願いします。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。 (15番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>

15 番三浦祐輝委員	2月17日に、第2会議室で委員7名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画案に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第46号、47号、48号、50号について審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第46号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>それでは、各案件の説明に入ります。</p> <p>番号21。事務局にも昨年秋頃から情報が入っていた案件でしたが、今月の申請となりました。</p> <p>町内に住む譲渡人の親族が同集落の方に田の処分をしたいと相談し、譲受人に声がかかり、売買の合意となったものです。</p> <p>金額についても、所有者が手放したい意志が強いこともあり、譲受人もあまり高くは買えないということで、両者納得し合意となっています。</p> <p>前川一城委員より、現地調査の報告を預かっていますので、そのまま読み上げさせていただきます。</p> <p>2月10日、現地調査に行ってきました。申請地は集落から山に向かい開けた場所に位置している法面が長く、水張面積が1反区画の非常に条件が悪い中山間地の圃場になります。</p> <p>今までは譲渡人の兄が草刈り管理、譲受人が大豆の作付けをしていました。譲受人の兄が高齢になってきて管理が難しくなり、田を手放したい意欲が強く、同集落の方に田を受けてくれる人はいないかと相談され、譲受人に声がかかりました。</p> <p>所有者は、値段は気にしておらず、田を手放したい意欲が強く、また、条件的に買い手が少なく、譲受人が善意で買ってくれなければ耕作放棄地になってしまうため、早めにかしかなければならない状態でした。</p> <p>金額は10アールあたりに換算すると相場よりかなり低い金額になっていますが、所有者は田が亡くなればそれだけで良いと言っており、譲受人もこれ以上出さなければいけないのならば買わないということで、耕作放棄を食い止めるために致し方ないと判断しました。来年度は引き続き大豆の作付けを予定しています。以上、報告を終わります。</p> <p>番号22。譲渡人が高齢で後継者もおらず、基盤整備で耕作地をまとめるために、今の耕作者と売買で合意したようです。</p> <p>現地は一時利用地が出ており、すでに譲受人の他耕作地とまとまっているようです。審査基準書の地図は正式に換地が完了していないため、元々の場所で図示しています。</p> <p>また、基盤整備対象エリアのため、集落での取決めた単価での申請に</p>

事務局	<p>なります。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 23。昨年の改選前から相談があり、前任の委員に現地確認などしていただいていた。</p> <p>申請地は譲受人親族と残存小作地になっていますが、耕作は譲受人がしてきたようです。</p> <p>今回、所有者が田を手放したいということで売買となりました。金額は、前任委員と相談していたものと同等の金額となりました。</p> <p>現地は隣と一枚の田になっている状態で給水栓は申請地の反対側にあるようですが、排水については、暗渠はないようです。現地調査は土門悟委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 22 について、11 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 2 ページの上の地図です。</p> <p>譲受人に電話で話を聞いてきました。申請地は集落から少し上に行った場所で、基盤整備のために重機が入っている状態でした。譲渡人と譲受人は自宅が近く、ともに法人の構成員という関係で先代所有者の頃から譲受人が耕作していたようです。現在は一時利用地が出ており、譲受人の他耕作地とまとまっているということです。</p> <p>譲受人は去年まで稲を作付けしており、これからも稲を作付けしていくことでした。価格も基盤整備期間中は集落で申し合わせた金額ということで、特に問題は無いと思いました。</p> <p>譲受人は 70 代で高齢ですが、しっかり管理をする方で、元気なうちは耕作していきたいということでしたので、特に問題なく、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 23 について、3 番 土門悟委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
3 番土門悟委員	<p>はい、報告いたします。申請地は審査基準書 2 ページ下の地図です。</p> <p>2 月 11 日に前任委員と一緒に現地確認をしました。場所は体育館から東へ約 200 メートルで、近くに集落の公民館があるというものでした。</p> <p>圃場の状況ですが、排水は筒状の塩ビ管から行っており、暗渠はありませんでした。耕作については何年もはえぬきを作付けしているようで、今年もはえぬきを作付けする予定とのことでした。</p> <p>譲受人は 45 歳で若く、これからも作付けしていくということで、所有権移転の相手として問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。はじめに、番号 21 について審議いたします。</p> <p>この案件は 10 番 伊藤幸治委員に関する案件ですので、伊藤委員は一時退席願います。</p>
(10 番 伊藤幸治委員 一時退席)	
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問、意見等はございますか。</p> <p>この件は調整委員会でも安すぎるのでは話が出ましたが、圃場の条件が良くないということで、譲受人以外は誰も買わずに耕作放棄地になるだろうということで致し方ないと調整委員会で話になったところです。</p>

議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>伊藤委員は着席願います。</p>
	(10 番 伊藤幸治委員 着席)
議長	<p>次に、先ほど審議いただいた案件以外について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、番号 21 以外の案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 47 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 44 から 54 で、11 件です。基盤法での貸借を 3 条で更新する案件の貸人と借人に変更のない更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、新規案件について説明いたします。</p> <p>番号 49、現地調査は大谷吉彦委員にお願いしていたしましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>申請地は先代所有者の時から契約せずに相対で、20 年以上借人が耕作している場所のようです。今回、所有者から契約したいと借人に申し出があり、契約することになったようです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 49 について、6 番 大谷吉彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
6 番大谷吉彦委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>貸人、借人に話を聞いてきました。先代所有者の時に相対でとお願いしたいと話があったため、そのまま二十数年続いてきたということです。所有者が代変わりしたことで、貸人から農業委員会を通して契約したいと相談し、合意したようです。</p> <p>現地は、昨年大豆を作付けしており、今は代掻きされてきれいになってい</p>

6 番大谷吉彦委員	<p>ました。借人はまだ 20 年はやりたいと話していましたので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 42 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 47 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 48 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 14、今回申請の案件は親子間の契約を更新する案件になりますので、詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 48 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 48 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 ページ、補足説明資料は 1 ページからご覧下さい。</p> <p>番号 5 と 6 については、どちらも申請人が同じで、営農型太陽光発電施設用地として、昨年 5 月総会で転用許可を受け既に事業完了しているものですが、自身が代表を務める法人が認定農業者の更新許可を受け、下部農地の耕作を法人が担うことで持続可能な営農が可能になったことから、許可期間延</p>

事務局	<p>長の再申請があったものです。</p> <p>前回はどちらも仮設工作物の一時利用として3年間の許可を受けておりますが、認定農業者の許可期間に合わせて5年間での再申請となります。農林水産省のQ&amp;Aでは、許可期間満了前でも改めて一時転用の再許可手続きは可能となっております。</p> <p>番号5、申請地は集落の西側に位置し、10ha以上の集団農地の中にある、農振農用地区域内の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を再申請したものです。尚、申請面積は太陽光パネル設置に伴い補強に必要な支柱29本分の断面積の合計となります。</p> <p>下部農地ではこれまでどおりソバを作るとのことです。面積は70mのハウス3棟と40mのハウス1棟で合計1,800㎡となります。昨年産の出荷明細は補足説明資料の24ページと25ページに写しが付いていますが、マメ科雑草の繁茂で歩留まりは悪かったようです。次年産は除草体系をしっかり対策すると本人は話していました。</p> <p>補足説明資料20ページに、知見者からの意見として酒田農業技術普及課から所見が添付されていますが、遮光割合が約30%では地域平均単収の8割は確保できると記載されています。</p> <p>そのほか、申請地の東側、西側は申請人の農地であるため周辺の農地への影響もなく、土地改良区からの意見書で協議事項に関して申請者が誓約していること、認定農業者として下部農地をしっかりと耕作するのであれば、3年を超えての一時転用許可も可能と考えます。</p> <p>番号6、審査基準書は8頁、補足説明資料は27頁からになります。</p> <p>申請地は西山を抜ける県道の北側に位置し、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を再申請したものです。太陽光パネル設置のため、あらかじめ支柱を補強加工したものを移設、簡易な構造で容易に撤去できる方法で設置しています。尚、申請面積は太陽光パネルを設置する支柱126本の断面積の合計となります。</p> <p>下部農地では赤カブを作る予定とのこと。昨年はハウス設置施工のため、赤カブの作付けは間に合わなかったそうです。下部農地の面積は70mのハウス1棟で1,610㎡となります。補足説明資料43ページに酒田農業技術普及課からの意見書が付いていますが、赤カブの栽培に影響が少ないと思われます。</p> <p>申請地の北側、南側の農地との間には車の通路があり、東側は山林となっており、周辺の農地への影響はなく、認定農業者として下部農地をしっかりと耕作するのであれば、こちらの再申請も許可相当と思われます。</p> <p>17日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、鈴木委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、13番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
13番高橋敬委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>事務局からの説明のとおり内容になりますが、今回は所有者が経営する法人に耕作者を変更するという申請になります。昨年、ソバを作付けしたようですが、マメ科植物の雑草繁茂により収穫ができなかったということで、収穫量は非常に少なかったということでした。</p> <p>今回は、本当にハウスの下で耕作を本気でやっていたのか再度確認</p>

13 番高橋敬委員	<p>をさせていただきます。昨年は勉強不足で除草体系を間違ってしまったということもありましたし、今後はそういったことはないように、しっかり作付けを行いたいと強い意志があるようで、許可せざるを得ないのではないかと見てきました。</p> <p>畑の方については、これからの作付けになりますが、ハウスよりも比較的広く農地が確保されていますので作付けはしやすいのかなと思って見てきました。本人は9ページの写真を見ていただければわかるとおり、ここに二畝を作って赤カブを作付けしたいということでした。赤カブは非常に連作が難しいということもありますので、次年度以降はどうなるのかと再度確認も必要と思いますが、これについてもきちんと耕作していくということでしたので、許可せざるを得ないのかなと見てきました。以上です。</p>
議長	次に、8番佐藤副部長より現地調査の報告をお願いします。
8 番佐藤啓之委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>今、高橋委員からの話のとおり、課題となっていた今後農地として活用していくのかということは、本人に強く確認をして、通常の肥培管理の下に除草体系もしっかりして生産していくと強い意志を持っていましたので、畑は鈴木委員の畑が隣でいつも現場を見ているということでしたので、随時確認してもらいながら対応していければと思います。今回の申請は許可相当ではないかと思えます。以上です。</p>
議長	次に、7番鈴木委員より現地調査の報告をお願いします。
7 番鈴木宏弥委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>最初のほうは先ほどの部会長と副部長からの説明のとおりです。</p> <p>農業技術普及課からの遮光率についての意見ですが、ソバは25パーセントで栽培には問題ないと見解がありましたので、許可相当だと思います。</p> <p>畑の赤カブも自家ポンプを利用して旧国道から水を上げ、畑に給水配管を設置予定であるということです。また、遮光率は36パーセントということで、これも赤カブの栽培には問題ないと所見もありますので、許可相当だと思います。また、私としては連作障害をどう克服していくかが課題だと思っています。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(6番大谷吉彦委員が挙手し議長が指名する)</p>
6 番大谷吉彦委員	<p>今後も収穫がほとんどない状態で、それが続いていくようなときは、計画では10年分ありますが、どのような流れになっていくのでしょうか。</p>
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>作付けの状況については、毎年2月までの実績報告書で確認していくことになります。</p> <p>今後も引き続き収穫量が基準に満たないということがあれば、申請書の許可条件に沿って対応していくことになります。</p>
	(13番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)
13 番高橋敬委員	<p>ソバは自分の作ったソバを食べさせたいと本気で作る人と、転作のために作る人に分かれると思います。</p> <p>今回、本気で作る気があるのかということ率直に聞きましたところ、本</p>

13 番高橋敬委員	<p>気で作ると言っていました。補足説明資料の 23 ページの写真を見ると、確かにソバの実がなっているようです。雑草も繁茂していますので、ソバを採るか、草を除くかどちらが早いかなどというのはあると思いますが、機械で収穫したため、歩留まりが悪かったということなのだと思います。ただ、このような状況でも本当にソバを作っているんだと実績報告を挙げることに手間がかかったんだろうと思います。ですから、作り方が悪かったという反省し、新たに取組むということでしたのでやむを得ないのかなと考えたところでした。</p> <p>もし、次の作付けも上手くいかなかった場合は、許可条件に沿って本人に話をし、やめるのか、別のもの続けるのかなど確認するしかないと思います。以上です。</p>
議長	<p>その他ご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 49 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 50 号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。審査基準書は 12 ページからご覧ください。</p> <p>はじめに、利用権設定について。</p> <p>新規案件について個別に説明いたしますが、申請地や場所の詳細については総会議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 1、先代所有者は耕作していたようで、その後、現所有者は耕作ができず、相対で委託していたこともあったということですが、今回、借人と契約することで合意したようです。</p> <p>番号 2、所有者の息子が耕作していたようですが、昨年亡くなってしまい、所有者では耕作が難しいということで、借人と貸借で合意となったものです。</p> <p>番号 3、こちらは先ほど説明の売買した場所を法人に預けるものになります。今までも法人に預け、新所有者が耕作していたため、場所は審査基準書 2 ページ上の地図でご確認ください。</p> <p>番号 6、今まで契約はありませんでしたが、法人構成員の申し出で法人と契約することで合意となったものです。</p> <p>続きまして、利用権移転について説明いたします。</p> <p>今月申請があったのは番号 1 から 3 の 3 件です。各案件の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 1、今までの耕作者が亡くなったため、耕作者を変更するものです。</p> <p>番号 2、8 月総会で法人から現耕作者に利用権移転をして、12 月に契約を更新していました。しかし、移転した田と同所有者の田を貸借していたため、これらの田も耕作地と勘違いしてしまったようで、法人に再度戻すというこ</p>

事務局	<p>とでした。法人とも話はついていて、耕作面積などには影響はないとのこと です。</p> <p>番号 3、法人で耕作していた場所の耕作者を、隣接地を耕作する新耕作者 に変更するものです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>はじめに利用権設定の番号 3 について審議いたします。</p> <p>この案件は 5 番 常田俊哉委員の家族と 14 番 高橋晃弘委員に関する案件 ですので常田委員と高橋委員は一時退席願います。</p>
	(5 番常田俊哉委員、14 番高橋晃弘委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は 挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決 定いたします。常田委員と高橋委員は着席願います。</p>
	(5 番常田俊哉委員、14 番高橋晃弘委員 着席)
議長	<p>次に利用権設定の番号 4、番号 6、利用権移転の番号 2、番号 3 について審 議いたします。</p> <p>この案件は 9 番 那須久美委員の家族に関する案件ですので那須委員は一 時退席願います。</p>
	(9 番那須久美委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は 挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決 定いたします。</p> <p>那須委員は着席願います。</p>
	(9 番那須久美委員 着席)
議長	<p>次に、利用権設定の番号 5 について審議いたします。</p> <p>この案件は 15 番 三浦祐輝委員に関する案件ですので三浦委員は一時退席 願います。</p>
	(15 番三浦祐輝委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は 挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>三浦委員は着席願います。</p>
	(15 三浦祐輝委員 着席)
議長	<p>最後に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 3 から 6、利用権移転番号 2 から 3 以外の案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 50 号農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>次に、議第 51 号 令和 7 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。議案書は 25 ページをご覧ください。</p> <p>令和 7 年遊佐町実勢賃借料情報 (案) でございます。農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。</p> <p>令和 7 年 1 月から 12 月までの間に締結、公告された賃貸借における 10 a あたりの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。</p> <p>農地区分毎の水稲及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。</p> <p>昨年は 10 年経過による中間管理機構の一斉更新の年であったため、例年よりも 5.6 倍程度の契約筆数となりました。また、前回と同様の賃借料で更新した件数も相当数あったことから、参考賃借料よりも高額で契約された件数が多い結果となりました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 51 号について、原案のとおり認定する事に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 51 号 令和 7 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 52 号 遊佐町農作業参考賃金・料金の設定について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)

議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。議案書の 27 ページをご覧ください。 2 月 9 日に農政専門部会を開催して、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。</p> <p>まず、労働賃金ですが、令和 8 年度遊佐町農作業参考賃金・料金(案)の 1 ページをご覧ください。酒田市の令和 8 年度の労働賃金と山形県の最低賃金を参考にして、80 円の増となっております。</p> <p>次に機械作業料金ですが、R8 試算額を中程に載せております。試算の詳細についてはご覧の遊佐町農作業参考賃金・料金(案)の 2 ページから 7 ページでご確認いただければと思います。</p> <p>今回は、大農機具の実勢価格を JA 農機センターから聞き取りした内容が 8 ページに掲載していますが、これらを踏まえ、積算に必要な機械の購入価格を更新しております。また、燃料費については、暫定税率の廃止や原油価格の下落により前年度より減少で計算しております。</p> <p>資材等の値上がりもありますが、特に農機具の価格上昇により前年度よりも作業料金が上昇する試算結果となり、引き上げとなる項目が多くなりました。事務局で試算した金額をもとに作業項目ごと検討し、最終的に 27 ページの案のとおり農政専門部会では話し合われました。</p> <p>作業項目では、育苗作業を削除したほか、近年増えている直播作業を追加しております。育苗を含めた一連作業料金につきましては、10a 当り苗箱 25 箱を基準として示しております。</p> <p>参考として、9 ページに年度別経緯と、10 ページに酒田市の資料を載せておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>なお、高橋専門部会長から補足などありましたらお願いできればと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、14 番高橋農政専門部会長より、補足ありましたらお願いいたします。</p>
14 番高橋晃弘委員	<p>2 月 9 日に農政専門部会で各項目について検討しました。</p> <p>労働賃金については最低賃金が上がったことも含めて、少しずつ値上げとしました。</p> <p>機械作業料金は、機械の値段が令和 5 年のものでしたので、今年のものに見直して積算をしたというところです。</p> <p>また、近隣市町の料金も参考にしながら極端に差が出ないように、遊佐町としても上がり幅が大きくなりすぎないように検討をしました。</p> <p>育苗に関しては一反部あたり何枚使うのかという部分の見直しと、実際は苗の買取りのほうが多いだろうということで外させていただきました。</p> <p>今年度は湛水直播に関しても新たに設定させていただきました。田植機を使った直播をしていると聞こえてきますし、ドローンを使ってやっている方もいるようですが、参考として田植え機を使った直播を料金表に設定しました。以上です。</p>
14 番高橋晃弘委員	
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と高橋農政専門部会長からの説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(5 番池田恒紀委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番池田恒紀委員	<p>堆肥散布備考の堆肥 1 トン、トンポスト 400 キロを基準とした場合とあり</p>

5 番池田恒紀委員	<p>ますが、特別な意図がなければトンポストの表記を修正したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>トンポストは農協が出している商品名のようなもので一般名称ではないので、積み込み 1,000 円、散布 3,500 円だけの表記が良いのではないのでしょうか。</p>
14 番高橋晃弘委員	<p>10 アールあたりと記載もありますし、農地の条件によって散布量が変わるところもあると思うので、積み込みと散布だけで良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>積み込みと散布だけにすることで、皆さまいかがでしょうか。</p> <p>(全員賛成の声)</p> <p>それでは、そのように変更したいと思います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 52 号 遊佐町農作業参考賃金の設定について、堆肥散布については表記を変更し、その他については原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 52 号 遊佐町農作業参考賃金の設定について、堆肥散布については表記を変更し、その他については原案のとおり設定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 53 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。</p> <p>月光川土地改良区の基盤整備の償還金等の終了により、令和 6 年度に大幅な見直しが行われております。</p> <p>令和 8 年度の参考賃借料を 2 月 9 日の農政専門部会で検討した結果、令和 7 年度の米価高騰や資材等のコスト上昇もあり、判断が非常に難しい状況となっておりますが、今後の米価見込みと酒田市の参考賃借料を踏まえ、据置ということで話がまとまりました。</p> <p>決定しましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3 月 16 日発行の広報のお知らせ号に折込する予定です。その原稿もお配りしておりますのでご覧ください。</p> <p>高橋農政専門部会長より補足がありましたらよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、14 番高橋農政専門部会長より補足説明をお願いします。
14 番高橋晃弘委員	<p>はい、参考賃借料についても、2 月 9 日に検討しました。</p> <p>特に令和 7 年度は米価が高騰しましたが、今後の動向は米価の下落が予測されます。米価が上がったので賃借料が上がっても良いのではないかという声もあったようですが、米価がどの程度で落ち着くのかが見通しが立たず、下落が始まっているということもありますので、無理に上げずに様子を見な</p>

14 番高橋晃弘委員	がら据え置きでいこうとなりました。今後、米価の推移を見ながら高い状態で落ち着くということであれば、その時に検討していく必要があるのではないかと思います。以上です。
議長	<p>それでは、ただいまの事務局からの議案説明と高橋農政専門部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 53 号 遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 53 号 遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。</p> <p>最後に、議第 54 号 地域計画の変更について、議事に入る前に、担当の産業課農業振興係の齋藤補佐より説明をお願いします。</p>
産業課農業振興係 齋藤補佐	(内容を説明)
議長	ありがとうございました。それでは事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議第 54 号の議案について、異存なしと回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 54 号 地域計画の変更について、異存なしと意見を付けて遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されていた議事は以上ですが、その他、何かございますか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>